

令和 8 年 度
第 1 回
会津若松市国民健康保険運営協議会

日 時：令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 1 時～

場 所：会津若松市役所本庁舎 4 階 4-1 会議室

次 第

1 開 会

2 諮 問

3 市長あいさつ

4 議 事

諮問案件

- (1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について
(課税限度額の改正)

報告案件

- (1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について
(応益割に係る軽減判定基準の改正)
- (2) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について
- (3) 高額療養費支給事務の見直しについて

5 その他

6 閉 会

諮問案件（1）

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1 課税限度額の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

- 担税能力に応じた負担を求めるため、国の基準に準じて課税限度額を引き上げる。

区 分	現 行	改正後	増 減
基礎課税分（医療分）	66万円	67万円	+1万円
後期高齢者支援金分	26万円	26万円	-
介護納付金分（40～64歳）	17万円	17万円	-
子ども・子育て支援納付金分	3万円	3万円	-
合 計	112万円	113万円	+1万円

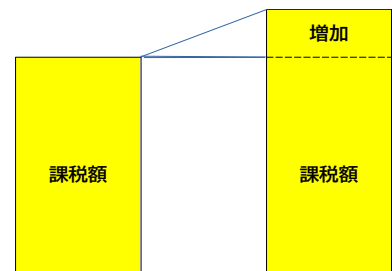
※ 国民健康保険税は、基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の合計で構成される。

○ 改正の影響

（令和8年2月末時点の被保険者について
令和7年度の所得で算定したもの）

国保税課税額 **約148万円**の増加見込み

※ 課税額が増加する世帯数
148世帯（全体の約0.99%）



【参考】これまでの改正経過

年 度	基礎課税分 （医療分）	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 （40～64歳）	子ども・ 子育て支援 納付金分	合 計
令和4年度	65万円 (+2万円)	20万円 (+1万円)	17万円	-	102万円 (+3万円)
令和5年度	65万円	22万円 (+2万円)	17万円	-	104万円 (+2万円)
令和6年度	65万円	24万円 (+2万円)	17万円	-	106万円 (+2万円)
令和7年度	66万円 (+1万円)	26万円 (+2万円)	17万円	-	109万円 (+3万円)

2 施行期日

公布の日から施行する。

3 適用区分

改正後の条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告案件（1）

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1 軽減判定所得基準の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

- 低所得者の負担軽減を図るため、応益割（均等割・平等割）の5割、2割軽減に係る軽減判定所得の基準を引き上げる。

判定区分	現行	改正後
5割軽減	基準額43万円＋ 30万5千円 ×（被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）	基準額43万円＋ 31万円 ×（被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	基準額43万円＋ 56万円 ×（被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）	基準額43万円＋ 57万円 ×（被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）

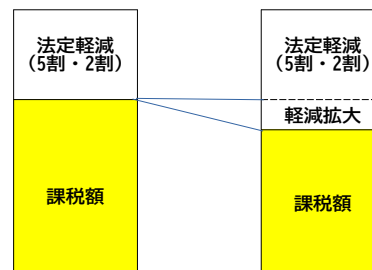
※ 基準額43万円 … 住民税基礎控除相当額

※ 給与所得者等 … 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

- 改正の影響
（令和8年2月末時点の被保険者について
令和7年度の所得で算定したもの）

国保税課税額 **約186万円**の減少見込み

※ 課税額が減少する世帯数
98世帯（全体の約0.66%）



※ 軽減分については、保険基盤安定制度により県が4分の3に相当する額を負担し、残り4分の1は市の一般会計からの繰入となり全額補填される。なお、一般会計からの繰入分については交付税措置される。

2 その他

必要な条文処理を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 適用区分

改正後の条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告案件（2）

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について

本市では、高齢者の疾病予防や重症化予防と生活機能の改善への対応について一体的に行い、高齢者の心身の多様な課題に対応した、きめ細かな支援に取り組んでいます。

令和7年度の取り組み状況及び令和8年度の実施内容については、次のとおりです。

1 令和7年度の実施状況と成果

(1) 個別的支援

- ① 低栄養防止、生活習慣病（糖尿病性腎症・高血圧症）の重症化予防
生活習慣の改善や治療等につなげるため、41名に対し栄養指導や保健指導を実施しました。低栄養防止では、27名に体重の維持・増加がみられ、生活習慣病重症化予防では、2名が受診につながりました。
- ② 健康状態が不明な高齢者の実態調査・支援
284名にアンケート調査実施後、保健指導が必要な196名に対し訪問や電話による保健指導を実施しました。うち14名が介護サービス等につながりました。

(2) 会場における体力測定・健康教室

- ① フレイル予防教室：7団体で14回開催 延べ146名参加
- ② フレイルチェック：29会場で49回開催 延べ843名参加
体力測定等により自身の筋力低下等の状態を知り、フレイル予防の大切さを知る機会となりました。

2 令和8年度の実施内容

(1) 個別的支援

- ① 低栄養・口腔・生活習慣病重症化予防の取組
健康診査の受診結果や治療中断等により支援が必要な方に対し、訪問や電話等による健康相談・保健指導等の支援を行います。
- ② 健康状態が不明な高齢者に対する実態調査や支援
健康診査、医療、介護サービスに繋がっていない高齢者を把握し、必要なサービスや支援に繋げる取組を行います。

(2) 会場における体力測定・健康教室

介護予防ボランティアや地域包括支援センターと連携して取り組みます。

- ① フレイル予防教室の実施
地域サロン団体等に対し、栄養・口腔・運動等のフレイル予防の普及啓発や健康教育・健康相談を行います。
- ② フレイルチェックの実施
体力測定等を実施し、栄養や筋力低下等、高齢者の個別の状況に応じ、医療機関や健康診査の受診勧奨、介護サービス等の利用勧奨を行います。

報告案件（3）

高額療養費支給事務の見直しについて

1 趣旨

高額療養費支給申請にかかる被保険者の負担軽減と事務処理の効率化を図るため、高額療養費支給事務について申請方法等を見直しました。

2 見直しの内容

項目	見直し後	現行 (令和8年3月 診療分まで)	実施時期
(1) 申請時の領収書添付の省略	① 申請勧奨通知があれば領収書添付を省略できる。 ② 申請勧奨通知が発送される前は、月ごとの限度額を超えた領収書があれば全領収書がなくても申請できる。 ③ レセプト情報に基づき支給	① 領収書添付が必要 ② 領収書がない分については支給しない。 ③ 領収書に基づき支給	令和8年4月診療分から
(2) 申請勧奨通知の対象範囲の拡大	支給見込額1円以上	支給見込額5,000円以上	令和8年4月診療分（7月通知分）から
(3) 支給申請手続の特例の創設	特例が認められた場合、以降の該当月の申請書提出を省略できる。	該当月ごとに申請書提出が必要	令和8年4月診療分から

高額療養費支給申請の特例手続について

該当する月ごとの申請が必要な高額療養費の支給申請について、次回以降の申請が不要となる特例手続を開始します。

特例手続の申請には、対象要件、利用条件があります。

【対象要件】

○令和8年4月以降受診分かつ特例手続用高額療養費支給申請書を提出した月以降の高額療養費

※令和8年3月以前受診分の高額療養費は、従来通り領収書を添付の上、月ごとの申請が必要です。

【利用条件】

○世帯主に国民健康保険税の滞納がないこと。

○下記の同意事項に同意できること。

○特例手続用申請書と合わせて高額療養費支給申請書を提出すること。

※特例手続のみの申請はできません。

【同意事項】

支払うべき被保険者の医療費の一部負担金に未納が発生した場合、遅滞なく会津若松市へ申し出る事。

第三者行為（交通事故等）があった場合は、会津若松市へ被害届を提出すること。

一部負担金の支払状況について、市から医療機関等に照会する場合があること。

医療機関に一部負担金を支払っていなかった場合及び高額療養費の支給後の変更等により、返還金が発生した場合には、会津若松市へ返還すること。

重度心身障がい者医療費助成及びひとり親家庭医療費助成と重複されるものとして算定される額の控除、その他高額療養費の受領に関する一切の権限を会津若松市に委任すること。

法令により領収書等の添付が必要となっている療養については、領収書等を提出すること。

国民健康保険の世帯主の変更等、被保険者資格の異動があった場合、高額療養費の支給申請手続の特例による支給が停止すること。

指定した金融機関の口座に振り込みができなくなった場合、高額療養費の支給申請手続の特例による支給が停止すること。

国民健康保険税に滞納がある場合、高額療養費の支給申請手続の特例による支給が停止すること。

この申請の内容に偽りその他不正があった場合、高額療養費の支給申請手続の特例による支給が停止すること。

【特例申請に必要なもの】

○世帯主のマイナンバーカード

○世帯主の預金通帳

○窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

【問い合わせ先】

会津若松市役所国保年金課 医療給付グループ 電話 0242-39-1244

<p>Q 1 令和 8 年 5 月に、令和 8 年 3 月から令和 8 年 5 月に受診した分の申請をしようと思いません。 特例手続はいつから該当になりますか。</p>	<p>A 1 令和 8 年 5 月受診分から特例手続ができます。この場合、令和 8 年 6 月受診分以降の高額療養費支給申請は原則不要です。 令和 8 年 3 月と 4 月の受診分は、月ごとの申請が必要です。</p>
<p>Q 2 「高額療養費の支給申請について（ご案内）」が届きました。 特例申請できますか。</p>	<p>A 2 「高額療養費の支給申請について（ご案内）」は、高額療養費に該当する方に、受診した月のおおむね 4 か月後にお届けしています。 当該通知書が届いた方は、通知書に記載された月の高額療養費の支給申請と特例申請をすることができ、次回以降の申請が不要になります。 申請の際は、当該通知書、世帯主及び窓口に来られる方のマイナンバーカード、世帯主の預金通帳を持参してください。 ※別世帯の方が申請する場合など、手続きの内容によっては、委任状やその他の書類が必要になる場合があります。 ※通知書に記載の金額は、通知書作成時点での概算金額です。診療報酬明細書（レセプト）の再審査等で支給額が減額又は不支給となる場合があります。この場合でも特例申請は有効です。</p>
<p>Q 3 「高額療養費の支給申請について（ご案内）」がありません。 どうしたらよいでしょうか。</p>	<p>A 3 「高額療養費の支給申請について（ご案内）」は、高額療養費に該当する方に、受診した月のおおむね 4 か月後にお届けしています。 届いた後に紛失した場合は、申請時に窓口でその旨お伝えください。 まだ届いていない場合は、届くまでお待ちいただくか、該当する月の領収書を持参の上、申請してください。</p>
<p>Q 4 特例申請しました。従来の申請より早く振り込まれますか。</p>	<p>A 4 特例申請又は従来通りの申請にかかわらず、高額療養費は医療機関から提出される診療報酬明細書（レセプト）で支給金額を決定するため、申請方法によって支給時期が早くなることはありません。</p>
<p>Q 5 振り込みまでどのくらいかかりますか。</p>	<p>A 5 高額療養費は医療機関から提出される診療報酬明細書（レセプト）で支給金額を決定します。 診療報酬明細書（レセプト）は、審査機関を経てから本市に届くため、支給は最短で受診した月の翌月から 3 か月以降になります。 ただし、診療報酬明細書（レセプト）の内容修正や再審査等で、支給時期がさらに遅くなる場合があります。</p>